



長野県報

8月5日(木)
平成16年
(2004年)
第1581号

目次

告示

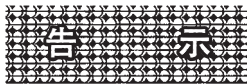
| | |
|--|---|
| 事務処理規則に基づく平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事活性化チーム) | 1 |
| 公共測量の終了(監理課) | 1 |
| 公共測量の実施(監理課) | 1 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路維持課) | 1 |

公告

| | |
|--|---|
| 一般競争入札(医務課) | 2 |
| 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) | 3 |
| 一般競争入札(住宅課) | 3 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課) | 4 |
| 一般競争入札(水環境課生活排水対策室) | 4 |
| 道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査(東北信運転免許センター) | 5 |

正誤

| | |
|------------------------|---|
| 正誤(情報公開課) | 8 |
| 正誤(教育振興課私学教育振興室) | 8 |



告示

長野県告示第466号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の5の(2)の規定により、平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年8月5日

長野県知事 田中康夫

コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱(平成16年長野県告示第445号)の規定に基づく補助金

人事活性化チーム

長野県告示第467号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年8月5日

長野県知事 田中康夫

- 作業種類 公共測量(都市計画基本図作成)
- 作業期間 平成15年12月19日から平成16年3月10日まで

- 作業地域 飯田市竜丘・川路地内他

監理課

長野県告示第468号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年8月5日

長野県知事 田中康夫

- 作業種類 公共測量(松本市都市計画基本図作成)
- 作業期間 平成16年7月20日から平成16年12月20日まで
- 作業地域 松本市東南部地域

監理課

長野県告示第469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所におい

て、一般の縦覧に供します。

平成16年 8月 5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路 線 名 406号
- 2 供用を開始する区間
須坂市大字村山字大割705番の5地先から
須坂市大字村山字芦沢220番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年 8月 7日

道路維持課

長野県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年8月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年 8月 5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路 線 名 406号
- 2 供用を開始する区間
長野市大字柳原字五反田2073番の3地先から
須坂市大字村山字大割705番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年 8月 7日

道路維持課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 8月 5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等及び数量
広域災害・救急医療情報システム 一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 借入期間
平成16年10月1日から平成17年3月31日まで
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
 - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県衛生部医務課
電話 026 (235) 7145
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年9月14日 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室
 - (3) 入札に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年8月12日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要です。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他